

受  
付  
20.3.02

No. 局19-056

国空航第311号  
令和2年2月27日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局

安全部運航安全課長



### 洋上を運航するヘリコプターの安全対策について

本日、運輸安全委員会は、平成30年6月7日にエクセル航空株式会社所属ユーロコプター式AS350B3型が、那覇空港を離陸し粟国空港に向か飛行中、那覇空港の北西41km付近海上において、海上に不時着水して海中に水没する航空事故に係る航空事故調査報告書を公表しました。

同報告書によれば、本事故は、同機が飛行中、メインローターの回転数が低下し、飛行高度を維持できなくなったため、過大な速度及び降下率で海上に不時着水し、機体が損傷し水没したものと考えられるとしています。メインローターの回転数が低下したことについては、エンジンの系統に何らかの不具合が発生した可能性は考えられるが、不具合の発生箇所及び原因を特定することはできなかったとしています。また、本事故において、同機は非常着水において、過大な降下率のまま海上に不時着水し、緊急フロート及び機体を損傷して水没したものと推定され、機長は、救命胴衣を装着できなかったため、海上に浮遊していた緊急フロートにつかり救助を待ち、飛行中の救難ヘリコプターによって、墜落13分後に発見され救助されたとしています。

これを受け、運輸安全委員会は、緊急フロートを有効に機能させ、安定した着水を行うためには、機体の速度及び降下率を十分に減少させる必要があるとともに、本事例のように条件が満たされない状況下では、安定した着水が困難となり、搭乗者が救命胴衣を着用して機外へ脱出する時間的余裕が十分にないことが予想されるとして、国土交通大臣（航空局）あてに安全向上策として、運航者に対し、陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用することを求めることについて検討するよう勧告がなされています。

航空局では、航空法（昭和27年法律第231号）第62条及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第150条の規定により、洋上を運航するヘリコプターについては緊急フロートの装備及び搭乗者全員分の救命胴衣の配備を義務付けているところですが、貴団体等におかれましても、洋上を運航するヘリコプターの安全確保を図るため、傘下会員及び関係団体等に対し、速やかに本事故調査報告書の内容を周

知するとともに、下記を含む必要な安全対策の確実な実施の徹底をお願いいたします。

なお、運輸安全委員会からの勧告を踏まえた陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う場合における搭乗者全員に対する救命胴衣の着用義務化については、制度改正の手続きを行っておりますが、その施行を待たずして可能な限り早期に対応できるようご準備願います。

#### 記

1. エンジンを含めた航空機器の確実な作動を図るため、点検・整備及び機長による出発前確認を的確に実施すること
2. 緊急フロートの装備状況及び救命胴衣の配置状況を再確認するとともに、緊急着水時の手順等を改めて確認し遵守すること
3. 陸岸からオートローテーション距離を超えてヘリコプターの水上運航を行う際には、搭乗者全員が救命胴衣を着用するよう可能な限り早期に措置すること（ただし、救急搬送時における医療上の理由等により困難な場合を除く）

以上